

## 大阪府監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府公安委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年10月7日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	清水	涼子
同	和田	秋夫
同	中川	隆弘

### 1 委員意見に対する措置

（運転免許試験場における行政財産使用許可等について）

監査対象機関名	大阪府警察本部（交通部運転免許課、総務部施設課）	
監査実施年月日	平成22年5月28日から同年8月20日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>運転免許試験場の食堂及び自動販売機の一部は、現在、公募を行うことなく使用許可されているが、既に公募された自動販売機と使用料に不均衡が生じている。これらは猶予期間において平成25年4月から公募することとしているが、より早期に公募を実施するよう検討されたい。また、現在のところ公募の予定がない売店、写真室についても公募による許可申請者選定を検討されたい。</p> <p>さらに、来所者利用施設全般のあり方について、利用者利便性の向上、府有財産の有効活用による収入確保の観点に留意しつつ検討を行うこととされたい。</p> <p>証紙販売や技能試験使用車両については、府が直接執行する場合とのコスト検証を行う等、最も経済的、効率的な業務実施方法について検討されたい。</p>	<p>（来所者利用施設全般のあり方等について）</p> <p>運転免許試験場については、来所者の利便性の向上、府有財産の有効活用による収入確保を観点に検討したところ、施設改修を伴わない、現状の施設を活用することが望ましいとの結果となりました。また食堂、売店及び写真室については公募による業者選定を行いました。</p>

（放置車両確認事務の委託契約について）

監査対象機関名	大阪府警察本部（交通部駐車対策課）
---------	-------------------

監査実施年月日	平成22年5月28日から同年8月20日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>放置車両確認事務委託の落札率は高止まりしており、価格面での競争が働いていない状況にある。このため、次回契約期間（平成25年1月～）に向けて、「価格点と技術評価点の得点配分」、「価格点の計算方法」の両面において再検討を行い、価格競争が入札結果に一層反映される仕組みに改めることとされたい。</p> <p>また、技術評価点に係る評価項目については、本事業の業務遂行能力の評価に関係の薄い項目や価格競争を制限する項目が設けられており、また、評価結果にもその精度を検証すべき点が認められるので、「個々の評価項目」及び「評価方法」を改めて精査することとされたい。</p>	<p>(得点配分について)</p> <p>価格点と技術評価点の得点配分を評価点60点、技術評価点40点に見直しました。</p> <p>(価格点の計算方法について)</p> <p>基準点を設ける計算方法から、価格競争が入札結果に反映される経済産業省が示す「総合評価落札方式ガイドブック」に記載されている計算方法（価格点＝（1－入札価格÷予定価格）×60）に見直しました。</p> <p>(技術評価項目について)</p> <p>個々の評価項目及び評価方法については、一定の技術確保をしつつ精査し、本事業の遂行能力の評価に関係の薄い項目として「公共性」及び「社会貢献」並びに価格競争を制限する項目として「雇用基盤」を評価項目から削除しました。</p>

(交通信号機等復旧費の債権管理等について)

監査対象機関名	大阪府警察本部（総務部会計課、交通部交通規制課）、10警察署（南、浪速、東成、吹田、八尾、枚方、西堺、泉大津、和泉、泉佐野）	
監査実施年月日	平成22年11月1日から平成23年2月7日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>交通信号機等損傷復旧費について、消滅時効の期間を10年と誤認していたこと等により、訴訟手続に向けた検討等が行われないうまま消滅時効の期間（3年間）が経過しているものが6債権、4,195,700円存在していた。本件については可能な限り債権回収に努めるとともに、今後、このようなことが生じないよう、各警察署の債権管理事務に係る指針等を早急に作成し、適正な債権管理を行うこととされたい。</p> <p>また、本件債権については、各警察署が監査に当たり提出する</p>	<p>(債権管理事務に係る指針等の作成について)</p> <p>債権管理事務に係る指針等は「大阪府債権管理適正化指針」及び「大阪府債権回収・整理マニュアル」に基づき、大阪府警察本部において適正な債権管理を行うこととしました。</p>

<p>監査資料において、1警察署を除く9警察署では収入未済や不納欠損について記載せず、収入済の債権のみが記載されており、債権の状況が正確に認識できていなかった。今後は債権の管理状況について正確な内容の監査資料を作成することとされたい。</p>	
---	--

(放置違反金の債権管理について)

監査対象機関名	大阪府警察本部（交通部駐車対策課）
監査実施年月日	平成23年6月7日から同年8月10日まで

監査の結果	措置の状況
<p>放置違反金の収入未済は年々増加しており、約21万7千件、約29億1,796万円（平成22年度末）と大きな金額となっている。</p> <p>放置違反金は駐車違反に対する行政制裁金であり、法の厳格な執行、債務者間の公平性確保の観点から、生活困窮など真にやむを得ない事情があるものを除いて、徴収もれがあってはならないものである。府の収入確保のために、また同制度の存在意義や警察への信頼感を確保するためにも、重点的な取組を行う必要がある。</p> <p>(1) 放置違反金制度導入から5年が経過して、平成23年8月以降は時効完成する債権が出てくる。これらは、平成23年度は17,211件、約2億4,632万円、24年度は49,428件、約6億6,069万円にのぼる見込みであることから、計画的な債権管理を行い、取組を強化する必要がある。</p> <p>また、不納欠損となった債権の検証を行い、PDCA（計画・実行・評価・改善）の取組を通じて業務内容改善や体制整備を行うこととされたい。</p> <p>(2) 時効切迫債権以外の債権についても、滞納発生後の期間に応じた取組内容に係る方針を定め、それに基づく債権回収計画を策定し、取組を行うこととされたい。</p> <p>また、自主納付率の向上を図るために、「逃げ得を許さない」</p>	<p>(不納欠損となった債権の検証並びに業務内容改善及び体制整備について)</p> <p>他の都道府県居住の滞納者に対する取組が低調であったことから、近隣府県を中心に大阪府域外への訪問徴収も実施しています。</p> <p>また、平成24年度から執行担当を再編し、増員して徴収体制を整備しました。</p> <p>(強制徴収の取組を行っていることの広報について)</p> <p>滞納者に対する督促状及び催促状に車検拒否及び差押えについての注意喚起文書を同封して、強制徴収の取組を行っていることを広報しています。また、大阪府警のホームページの放置違反金制度の部分について、滞納処分を強調した内容に見直しました。さらに、差押えを行っていることをラジオ放送しました。</p>

との姿勢で、差押えなど強制徴収の取組を行っていることの広報に努めることとされたい。	
(不祥事再発防止のための対応について)	
監査対象機関名	大阪府警察本部（刑事部刑事総務課、総務部装備課）
監査実施年月日	平成24年5月28日から同年8月8日まで
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府警察においては、証拠品の紛失や隠蔽、支給された被服を転売するといった不祥事が発生している。このような不祥事は、府民の警察に対する信頼を低下させるものであり、重大な問題である。</p> <p>府民の信頼を確保するため、次の再発防止に向けた取組を行い、その状況の広報に努められたい。</p> <p>1 証拠品の管理方法については、大阪府警察証拠物件管理要綱で定められているが、詳しいマニュアルがない。証拠品をより一層適切に管理していくための平易かつ詳細なマニュアルを作成し、担当者への周知を図られたい。</p> <p>また、証拠品の確実な保管・点検を実施していくため、バーコード等を利用したシステム化に向けた取組を行われたい。</p> <p>さらに、証拠品の増加やその管理の複雑化に対応し、厳正な管理を行っていくため、証拠品取扱者とは別の管理担当者が管理する体制の構築を検討されたい。</p> <p>2 被服の管理については、抽出により個々の警察官が実際に保有している被服を確認するなど、牽制効果の働く効果的な点検を検討・実施されたい。</p>	<p>1 証拠品の管理について (再発防止に向けた取組及び広報について)</p> <p>本部証拠品管理センターの運用開始に伴い、証拠物件の保管状況について点検したところ、35所属、117事件、301点の証拠品紛失が確認されました。</p> <p>これを受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 捜査に携わる各部連名で証拠品の適正保管について文書を発出する等、指導を徹底していること。</li> <li>○ 証拠品管理センターへの長期証拠品の移管を進め、本部集中保管による適正管理を進めていること。</li> <li>○ 証拠品保管専用のケース及びチャック付きポリ袋等の導入等、再発防止に向けた環境整備を図っていること。</li> <li>○ バーコードを利用したシステム管理を目指し、予算化を図っていること。</li> <li>○ 証拠品担当部門を設置すべく試験運用を行っていること。</li> </ul> <p>等について、先般、報道発表を行い、府民に広報しました。</p> <p>2 被服の管理について (例規改正の実施について)</p> <p>支給品の保有数自己申告及び現物確認の実施をするべく見直しを行い、例規（装）第22号「支給品等の取扱いについて」を全部改正しました。</p>

(街頭犯罪対策について)

監査対象機関名	大阪府警察本部（警務部警務課、生活安全部府民安全対策課）	
監査実施年月日	平成24年5月28日から同年8月8日まで	
	監査の結果	措置の状況
<p>街頭犯罪対策についての大阪府警察の目標設定及びP D C A（計画、実行、評価、改善）の取組状況の府民への公表については、抽象的かつ概略的であり、明確に内容が示されていない。</p> <p>府民の理解を深め、協力を求めるために、効果的に広報を行われたい。</p> <p>1 施策目標については、(1)「街頭犯罪ワーストワン返上を確固たるものとする」と「街頭犯罪認知件数を前年より10%減少させる」ことの関係が明確でない、(2)目標達成のための具体的な手段等が明確でない、(3)個別の犯罪手口ごとの目標が明らかでない、という課題があるため、改善を図るべきである。</p> <p>また、検挙率の状況については、他府県と比べても低い状況である。府民の不安を軽減するためには認知件数だけでなく検挙率についても重要であり、目標として定めるべきである。</p> <p>2 街頭犯罪対策は府民との連携や協働が重要であることから、安まちメールの登録、ひったくり防止カバーやナンバープレート盗難防止ネジの普及促進の取組など府民に協力を要請する必要があるものについては、目標値や重点地域などを具体的かつ明確に定めて、公表すべきである。</p> <p>3 取組の結果及び今後の方針については、従前からの対策とその効果を踏まえるとともに、取組の結果を的確に分析し、具体的な対策をとることとされたい。また、その内容をわかりやすく公表すべきである。</p>		<p>(施策目標について)</p> <p>平成25年施策目標については、「ひったくりを前年比10%減少させる」と設定し、その目標達成のための手段等については、大阪府警察のホームページ内の「街頭犯罪抑止総合対策の推進」における、施策評価計画書の実施項目として掲げる「組織総合力の発揮」、「発生の抑止につながる検挙対策の推進」、「発生実態に即した防犯対策の推進」、「自治体、事業者、地域住民等と連携・協働した安全なまちづくりの推進」ごとの具体的な手段等として公表しました。</p> <p>また、平成14年から街頭犯罪対策を推進した結果、街頭犯罪の認知件数は11年連続して減少しているところであり、ひったくり以外の個別の犯罪手口についても前年より減少させることを目標として設定しました。</p> <p>(検挙率の目標について)</p> <p>府民の体感治安を回復するためには、被害者を一人でも減少させることが効果的であると考えられることから、検挙及び防犯の両面にわたる街頭犯罪抑止総合対策については、検挙率ではなく犯罪被害の指標ともいえる認知件数を目標に定めて対策を推進することとし、施策目標に設定しました。</p> <p>(府民との連携・協働について)</p> <p>街頭犯罪対策については、府下全域における対策が必要であり、府民の自主防犯活動を促進するため、犯罪発生状況がリアルタイムで配信される安まちメールの登録勧奨をより一層努めるとともに、ひったくりや部品ねらい等が多発する地域には、重点的に犯罪情報の提供を図り、また、更なるひったくり防止カバーや盗難防止ネジの普及促進に努めることとし、推進事項に設定しました。</p>

	<p>(取組の結果等の公表について)</p> <p>取組の結果については、的確に分析した上で、今後の方針を立て具体的な対策を推進します。</p> <p>また、具体的な対策については、大阪府警察ホームページ内の「街頭犯罪抑止総合対策の推進」において公表しました。</p>
--	--

(保管絵画の評価と管理等について)

監査対象機関名	大阪府東警察署、大阪府警察本部（総務部会計課）	
監査実施年月日	平成23年10月18日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>東警察署では過去に寄贈を受けたとみられる絵画19点を管理しており、同署ではこれらの絵画を管理することとなった経緯を調査してきたが、現在も調査が完了できていない状態である。</p> <p>数十年も前の経緯の調査を継続しても、今後新たな事実を把握できる可能性は極めて低いことから、絵画の価額の評価を行い、現在把握している事実関係を前提として、寄附採納手続や備品としての管理手続など適切な管理を行うこととされたい。</p> <p>また、価額評価の結果、本件絵画が芸術作品として評価された場合は、多くの府民に鑑賞機会を提供できるようにするなど有効活用を図ることや、絵画の価値や保存状態にあわせて適切な保管・管理体制を整えることとされたい。</p> <p>(本件は、府警本部総務部会計課に係る意見ともする。)</p>	<p>当該絵画については、現在、多くの府民に対し鑑賞する機会を提供しているところであります。</p> <p>絵画の寄附等については、入手経緯等が不明確であり、寄附採納として手続を行うことは適切でないと思われ、寄附物品としての取扱いや寄附採納を前提とした価格評価は出来ないものであることから、府の全庁的な方針が示されるまでの間は一覧表等を備え付けて保管し、今後、絵画の価格評価、有効活用方策、適切な保管・管理体制、寄附採納としての取扱いについて、府の全庁的な方針が整備されれば、それに従い事務を行います。</p>

(街頭緊急通報システムについて)

監査対象機関名	大阪府布施警察署、大阪府住吉警察署	
監査実施年月日	平成24年10月31日から平成25年1月18日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>街頭緊急通報システム（以下「スーパー防犯灯」という。）は、事件、事故等の緊急時に警察署等に直接通報することができる機</p>	<p>街頭緊急通報システム（以下「スーパー防犯灯」）の存在自体が犯罪への抑止効果を発揮しており、犯罪に対する不安感の解消に役立つ</p>

<p>能を有し、犯罪の予防、事件又は事故発生時の被害者の救護及び被疑者の検挙を主たる目的に設置されている。</p> <p>布施警察署及び住吉警察署に設置されているスーパー防犯灯の運用実態を検証したところ、有効な通報実績は少なく、被害者の救護や被疑者の検挙に有効活用されているとは言い難い。また、故障により使用されない期間が長期間存在したが、その間特段支障がなかったことから、必要性についても疑義がある。</p> <p>さらに、耐用年数の超過による老朽化の進行も認められ、修繕等を含む維持管理に多額の費用を支出している状況である。</p> <p>近年、携帯電話や防犯カメラの普及により、スーパー防犯灯が設置された頃とは状況が変化しているため、府警本部生活安全部府民安全対策課は、上記2警察署だけでなく各警察署におけるスーパー防犯灯の状況について調査し、費用対効果を見極めたうえで、今後の更新の是非や防犯カメラ等他の設備への切替など、適切な措置を行うこととされたい。</p> <p>(本件は、府警本部生活安全部府民安全対策課に係る意見ともする。)</p>	<p>ていますが、耐用年数の超過による老朽化も認められることから、既に各警察署に設置しているスーパー防犯灯については、防犯カメラへの更新を進めています。</p> <p>布施署及び住吉署に設置されているスーパー防犯灯を含め、各自治体等と更新についての協議を実施しており、平成25年度は羽曳野署、交野署、黒山署の3署に設置しているスーパー防犯灯の予算が措置されたことから防犯カメラに更新する予定であります。</p>
---	---

2 指示事項に対する措置

歳出関係

(テレビ点検業務の効果的な実施について)

監査対象機関名	大阪府西成警察署	
監査実施年月日	平成24年11月7日	
	監査の結果	措置の状況
<p>西成警察署では街頭防犯テレビ点検調整業務（以下「テレビ点検業務」という。）を委託している（平成23年度558,600円）。平成23年度に実施した点検では複数の不具合が報告されているが、事務局監査時（平成24年11月7日）には修理等の対応を行ってなかった。</p>		<p>(点検委託の必要性について)</p> <p>点検委託の必要性について検討を行った結果、当該機器の不具合箇所及びその状況を定期的に把握し、その劣化の推移を経過的に観察していくことが故障時における原因の早期究明に資するものであり、不具合時において保守委託による迅速な業者対応が求められるところであるこ</p>

街頭防犯テレビは、日々の業務において職員が画像の状況を確認していることから、不具合が発生すれば、すぐに認識できるものである。また、平成22年度の点検で把握された不具合については直ちに対応しておらず、平成23年度に画像が写らなくなって初めて、カメラモニターの取替及びテレビカメラの補修工事（計2件、1,078,350円）を行っている。

このようなことを考えると、定期点検の必要性は乏しいと考えられる。

よって、テレビ点検業務については、点検委託する必要性、点検項目の見直し等を検討されたい。また、今後は、施設・設備に係る点検委託業務について、より効果的に実施することとされたい。

とから、毎年行っている点検調整委託は必要不可欠である。また、機器の老朽化が著しい状況下で、最小限の補修工事のみで業務が推進できている理由の一つに、定期点検調整が考えられることから、継続して点検調整業務を委託することとしました。

（点検項目の見直し等について）

定期点検の点検項目の見直しについては、項目を削減しても減額が見込めないことから従来どおりの項目としますが、仕様書については一部見直しを行うこととしました。

（今後の対応について）

今後も、施設・設備に係る点検委託業務については効果的に実施するように努めます。